

○国土交通省告示第千八百一十一号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき使用の認可をしたので、法第二十一条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年十月十七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 認可事業者の名称 東海旅客鉄道株式会社

第2 事業の種類 中央新幹線品川・名古屋間建設工事

第3 事業区域 首都圏（延長：三十三・三キロメートル） 東京都品川区北品川三丁目、北品川四丁目、広町一丁目、広町二丁目、西品川一丁目、西品川二丁目、豊町二丁目、戸越五丁目、戸越六丁目、東中延二丁目、中延三丁目、中延四丁目、旗の台三丁目、旗の台四丁目、旗の台五丁目地内（地下四十三メートルから地下百一メートル）

東京都大田区上池台一丁目、上池台二丁目、東雪谷一丁目、東雪谷二丁目、石川町二丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目地内（地下六十メートルから地下百三メートル） 東京都世田谷区東玉川一丁目、東玉川二丁目地内（地下六十四メートルから地下九十一メートル）

神奈川県川崎市中原区等々力、宮内四丁目、上小田中三丁目、上小田中四丁目、上小田中五丁目、上小田中六丁目、新城中町、新城二丁目、新城四丁目地内（地下五十九メートルから地下八十五メートル） 神奈川県川崎市高津区千年新町、千年、新作二丁目、梶ヶ谷六丁目地内（地下四十八メートルから地下九十七メートル） 神奈川県川崎市宮前区野川、梶ヶ谷、馬絹一丁目、馬絹二丁目、馬絹四丁目、馬絹五丁目、小台一丁目、小台二丁目、土橋二丁目、土橋四丁目、鷺沼四丁目、犬蔵一丁目、犬蔵二丁目、犬蔵三丁目、水沢一丁目、水沢二丁目、潮見台地内（地下四十七メートルから地下百十メートル）

神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目、王禅寺、王禅寺東一丁目、王禅寺東二丁目、王禅寺西三丁目、王禅寺西四丁目、王禅寺西五丁目、上麻生四丁目、片平一丁目、片平二丁目、片平五丁目、片平六丁目、片平地内（地下四十四メートルから地下百十三メートル） 東京都町田市広袴町、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、真光寺三丁目、鶴川四丁目、真光寺町、小野路町、下小山田町、上小山田町、小山ヶ丘一丁目、小山町地内（地下四十一メートルから地下百二十一メートル）

中部圏（延長：十七・〇キロメートル） 愛知県春日井市坂下町一丁目、坂下町二丁目、坂下町三丁目、坂下町四丁目、上野町、東神明町、松本町、不二ガ丘一丁目、不二ガ丘二丁目、不二ガ丘三丁目、出川町、北城町一丁目、北城町四丁目、下市場町六丁目、下市場町、堀ノ内町、堀ノ内町北一丁目、堀ノ内町北二丁目、熊野町、小木田町、上条町二丁目、上条町三丁目、上条町四丁目、王子町、下条町一丁目、小野町二丁目、小野町三丁目、小野町四丁目、町田町一丁目、町田町二丁目、細木町一丁目、森山田町、勝川町一丁目、勝川町二丁目、勝川町十丁目、長塚町一丁目、御幸町一丁目地内（地下四十三メートルから地下百十三メートル） 愛知県名古屋市守山区大字瀬古字十五、大字瀬古字赤目、瀬古一丁目、瀬古三丁目、瀬古東三丁目地内（地

下五十メートルから地下七十メートル) 愛知県名古屋市北区上飯田町字北山、上飯田北町一丁目、上飯田北町二丁目、上飯田北町四丁目、上飯田南町一丁目、上飯田南町二丁目、御成通四丁目、織部町、下飯田町一丁目、下飯田町二丁目、下飯田町三丁目、若葉通二丁目、若葉通三丁目、紅雲町、城東町六丁目、城東町七丁目、生駒町五丁目、生駒町六丁目、水切町五丁目、長田町一丁目、長田町二丁目、大杉町三丁目、大杉町四丁目、中杉町三丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、清水一丁目、清水二丁目地内(地下五十四メートルから地下七十七メートル) 愛知県名古屋市東区白壁二丁目地内(地下六十二メートルから地下八十七メートル) 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目、三の丸二丁目、三の丸四丁目、二の丸、丸の内一丁目地内(地下四十六メートルから地下九十一メートル)

第4 事業により設置する施設又は工作物の耐力

施設頂面において一平方メートル当たり約六百四十～千四百二十三キロニュートン

第5 使用の期間

平成三十一年度より大深度地下施設存続期間中